

令和9年度

保 育 所 ・ 認 定 こ ど も 園 入 所 案 内



小野市市民福祉部子育て支援課

小野市内認可保育所・認定こども園一覧表

■保育所・認定こども園（保育園部）

施設名	所在地	定員	開所時間	電話番号 (0794)
亀鶴こども園（2・3号）	河合中町 726-1	90	7：00～19：00	66-7808
中央こども園（2・3号）	新部町 916-1	80	7：00～19：00	66-2944
栗生こども園（2・3号）	栗生町 2951-1	90	7：00～19：30	66-5947
みやま保育園	中谷町 200-2	35	7：00～19：00	67-0158
下東条中央保育園	小田町 1687-1	80	7：00～19：00	67-0250
下東条西保育所	住吉町 16-4	90	7：00～19：00	67-0312
小野ひまわりこども園（2・3号）	広渡町 66	80	7：00～19：00	62-5129
白百合こども園（2・3号）	敷地町 1501-7	140	7：00～19：00	62-2823
市場こども園（2・3号）	市場町 767	100	7：00～19：00	62-2044
北辰こども園（2・3号）	高田町 1828-1	110	7：00～19：00	62-2865
光明保育所	神明町 298	60	7：00～19：00	62-6969
小野こども園（2・3号）	黒川町 478-4	195	7：00～19：00	62-2881
育ヶ丘保育園	育ヶ丘町 1481-100	90	7：00～19：00	63-7010
来住保育所	下来住町 1361-1	100	7：00～19：00	62-4080

※すべて社会福祉法人が運営。定員は変更になる場合があります。

■認定こども園（幼稚園部）

施設名	定員	利用時間	電話番号 (0794)
亀鶴こども園（1号）	10	9：00～14：00	66-7808
中央こども園（1号）	9	9：00～14：00	66-2944
栗生こども園（1号）	15	9：00～14：00	66-5947
小野ひまわりこども園（1号）	9	9：00～14：00	62-5129
白百合こども園（1号）	15	9：00～14：00	62-2823
市場こども園（1号）	9	9：00～14：00	62-2044
北辰こども園（1号）	9	9：00～14：00	62-2865
小野こども園（1号）	15	9：00～14：00	62-2881

※認定こども園の1号は幼稚園部利用、2・3号は保育園部利用となります。

各園の詳細は小野市のホームページでもご覧いただけます。

小野市ホームページ←子育て・学校←育児←保育所・こども園・幼稚園→保育所・認定こども園←保育所・認定こども園一覧（市内・認可）をご覧ください。



令和 9 年度 保育所・認定こども園入所申込について

1. 保育所・認定こども園とは

保育所

保護者等が共に働いている場合や、病気などの理由により、保育を必要とする児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設

認定こども園

保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持つ施設

※3～5 歳児（幼稚園部）は保護者が働いているいないにかかわらず利用することができます。

子ども・子育て支援法の施行により、幼稚園・保育所・認定こども園等に入所させるためには、教育・保育給付認定（1 号認定・2 号認定・3 号認定）を受ける必要があります。

2. 保育所・認定こども園（2 号・3 号認定）を利用するためには

【利用できる子どもの区分】

年齢	区分	利用要件	利用できる施設
3～5 歳	【1 号認定】 基本利用時間：9 時～14 時	なし	・ 幼稚園 ・ 認定こども園（幼稚園部）
	【2 号認定】 基本利用時間：7 時～18 時 （短時間は 8 時～16 時）	保護者が保育の必要な事由（就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護、求職中など）に該当	・ 保育所 ・ 認定こども園（保育園部）
0～2 歳	【3 号認定】 基本利用時間：7 時～18 時 （短時間は 8 時～16 時）		

おおむね生後 6 ヶ月すぎ（6 ヶ月未満児は事前にご相談ください。6 ヶ月を過ぎても受け入れできない施設があります。詳細は本冊子後半に掲載している施設ごとの「入園可能年齢」をご確認ください。※要件を満たしていない場合は入園ができませんので、ご注意ください）から小学校入学前までの保育を必要とする児童が入所できます。

「保育を必要とする」とは、保護者のいずれもが次の事項に該当する場合をいいます。

- ①就労していること（1 ヶ月 48 時間以上就労していることを常態としていること）
- ②妊娠しているか、出産後間もないこと
（出産の場合は、産前 8 週が属する日の月初から産後 8 週が経過する日の月末まで）
- ③保護者が疾病・障がいを有していること

- ④同居または長期入院等をしている親族を常時介護、または看護をしていること
- ⑤災害復旧活動に従事していること
- ⑥求職活動を継続的に行っていること（起業準備を含む）
- ⑦就学していること
- ⑧虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）のおそれがあること
- ⑨上記に類する状態として小野市長が認めること

※ 就労予定や求職中で入所された場合は、入所後 3 ヶ月以内に就労証明書を提出してください。「保育を必要とする事由を証明する書類」が未提出のままでは、引き続き保育の実施ができません。

※ 産前・産後を理由に入所された場合、原則産後 2 ヶ月の末日が経過した後は保育所等を利用することができません。期間経過後別の理由により入所させる場合は、新たな入所申請が必要であるため、入所調整等の結果によっては入所できないこともあります。

※ 育休復帰で就労される方は、育休復帰月又は育休復帰月の前月から入所が可能です。ただし、育休復帰月が 4 月の場合で、3 月からの入所を希望される場合、年度を跨ぎますので令和 8 年度と令和 9 年度の 2 種類の申し込みが必要です。

※ 保育を必要とする要件に該当しなくなった場合、保育の実施ができなくなります。

令和 9 年 4 月 1 日時点で満 3 歳以上のお子さんは、認定こども園の幼稚園部（1 号認定）を利用することができます。幼稚園部への入園を希望される方は、各施設へ直接お申し込みください。

（認定こども園の幼稚園部への入園は、上記の①～⑨までの要件は必要ありません）

3. 保育所・認定こども園保育園部（2 号・3 号認定）の保育時間について

2 号認定又は 3 号認定を受ける方は、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に分けられ、利用可能時間が異なります。

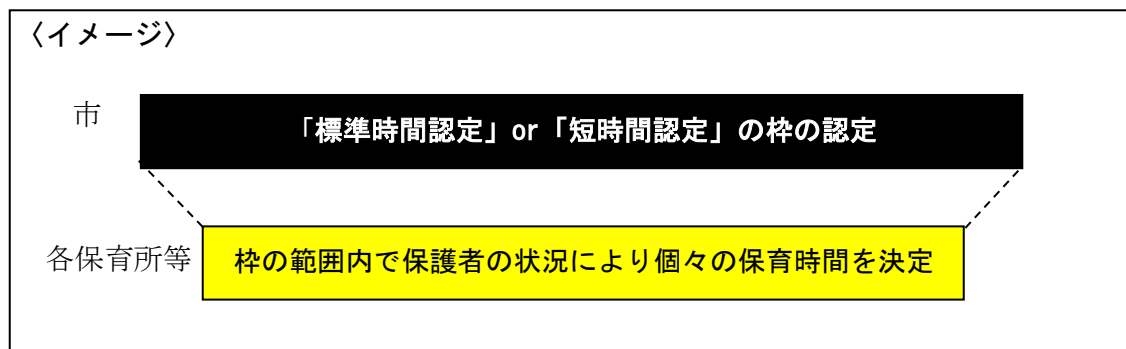
(1) 「保育標準時間」： 利用可能時間は最大 11 時間です。

(2) 「保育短時間」： 利用可能時間は最大 8 時間です。

なお、保育標準時間の目安は、月 120 時間以上の就労をしている場合等です。

〈保育必要量の認定と保育時間の関係について〉

「標準時間認定」と「短時間認定」の保育必要量の認定については、あくまで市として、各児童が 8 時間から 11 時間までの範囲での利用となるか、8 時間以内の利用となるかの大枠を決めるものです。このため、実際の個々の保育時間の決定は、各園においてその枠の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態等の状況を勘案し、行われることとなります。入所時に必要な時間は各園とご相談ください。



4. 受付のながれ

■認定こども園【幼稚園部】

①認定こども園に 直接利用申込み	➡	②認定こども園で 入所者の選考 (抽選等)	➡	③入園内定者に、 市で1号認定の 教育・保育給付認 定を行う	➡	④入園手続き (入園説明会など) ※施設から案内あり
---------------------	---	-----------------------------	---	---	---	----------------------------------

※ 市内の認定こども園の受付期間は、10月1日（木）から9日（金）です。

(受付期間以降に幼稚園部への入所を希望される場合も、直接各園にお問い合わせください。)

※ 市外の認定こども園の利用を希望される場合は、各園に受付期間をお問い合わせください。子育て支援課では受付を行いません。(申込書類も各園でお受け取りください)

■保育所・認定こども園【保育園部（市外を含む）】

①市役所子育て 支援課に利用 申込み	➡	②市で「教育・保 育給付認定」を 行う	➡	③市で入所調整・ 入所決定	➡	④入園手続き (入園説明会など) ※施設から案内あり
--------------------------	---	---------------------------	---	------------------	---	----------------------------------

■募集期間と決定通知について（市内園の場合）

	受付期間（土・日・祝除く）	受付場所	入所決定通知
1次募集	令和8年10月2日（金）～ 令和8年10月19日（月）	小野市役所 子育て支援課 (庁舎2階) 3番窓口	令和9年1月末頃
2次募集	令和9年1月6日（水）～ 令和9年1月20日（水）		令和9年2月末頃
3次募集	令和9年2月3日（水）～ 令和9年2月19日（金）		令和9年3月上旬頃
随時募集	令和9年4月～毎月20日まで (20日が休日等の場合はその直前の平日)		毎月25日前後

注 意

- ・新規入所希望の方は上記期間中に受付をしますが、入所希望者が施設の定員を上回る場合は、市の定める基準に基づき利用調整（入所選考）を行い、各施設の入所者を決定します。
※利用調整にあたっては、保護者の就労状況や家庭状況等により保育の必要性を数値化し、保育要件の高い世帯から優先的に入所決定をしますので、入所調整の結果、希望保育所等を変更していただく場合があります。
- ・申し込み時点で既に出産されており、育休明けで5月1日以降の入所を希望の方は、就労証明書等で育児休業期間の証明が可能な場合、一斉受付で申し込んでください。
- ・2次募集では、就労が決定している方を最優先し、未就労（求職活動）の場合は3次募集での選考とさせていただきます。空きがあれば入所申請は可能ですが、既に定員が埋まっている場合など、入所ができない場合があります。
- ・4月1日入所については、DV・転入など緊急性の高い場合を除き、2月19日（金）で締め切ります。以降は最短で5月1日以降の入所になります。
- ・令和9年5月以降も随時入所の受付を行います。定員に空きがない場合等、希望園に入園できないことがあります。
※5月以降の入所受付期限は入所希望月の前月20日までになります。
（20日が休日等の場合は直前の平日）

5. 入所申込み手続き

入所申込みに必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 保育所等入所申込書…児童1人につき1通必要です。
- (2) 教育・保育給付認定申請書…保育を必要とする理由を決定するための書類です。
児童1人につき1通必要です。
- (3) 保育要件証明書…保護者は必須です。保護者以外の65歳未満の大人の方も（世帯分離をされている場合でも、同居又は同一敷地内に住んでいる場合は）可能な限り提出してください。（提出がない場合、保護者以外の同居の親族が子どもを保育することができないものとして、利用の優先度が調整されることがあります。）
※各保育要件について必要な書類は次頁の表を参考にしてください。
- (4) 保育料口座振替依頼書…小野市内に支店がある金融機関及び三井住友銀行の各支店で口座振替可能です。（きょうだいですでに入所していても提出が必要です）
※3～5歳児クラスの申込者については不要です。

保育を必要とする事由	必要な書類（保育要件証明書）
就労（会社員、パートなど）	就労証明書（勤務先、事業主が証明）
就労（自営業、農業など）	・ 就労証明書（自営主が記入） ・ 確定申告書の写し、通帳の写し等収入状況がわかる書類
妊娠・出産	母子手帳の写し（母親の氏名・出産予定日のわかるもの）
病気、ケガ、障がいなど	診断書（医療機関が証明）、障害者手帳の写し等
育児休業明け	就労証明書（育児休業期間が明記されているもの・勤務先、事業主が証明）
病人等の看護・介護など	診断書（医療機関が証明）、要介護度がわかる書類、看護・介護等のスケジュールがわかる書類
災害にあわれた方	り災証明
求職活動中の方	求職中であることが分かる書類（ハローワークの求職カードの写し、雇用保険受給証明書の写しなど）
就学中の方	在学証明書、学生証、時間割表
その他	市が必要と認める書類

※ 病人等の看護・介護、就学中の方などについては、詳細が不明な場合、聞き取りをする場合があります。

※ 提出後、証明書の内容に変更が生じた場合は、必ず新しい証明書を子育て支援課まで提出してください。

※ 入所後、年長児以外は毎年 8 月頃に次年度継続にかかる書類を提出していただきます。その際、保育要件証明書（就労証明所等）が必要です。

※ 保育を必要とする理由や保育要件証明書の記載内容に虚偽があった場合、入所を取り消すことがあります。

※ 小野市から転出される場合は手続きが必要になりますので、必ず子育て支援課へお越しください。

※ 上記の各書類は、小野市子育て支援課窓口および各保育所等に備え付けてあります。

6. 障がいのあるお子さんの申込みについて

「2. 保育所・認定こども園保育園部（2号・3号認定）を利用するためには」の①～⑨に該当し、集団保育が可能なお子さんであれば入所申込みすることができますが、園庭開放の機会を利用していただくなどして、予め各保育所・認定こども園に相談するようにしてください。（ただし、入所を確約するものではありません）

保育はそれぞれのお子さんの発達状況に応じて行いますが、障がいに対する専門的な訓練等を行うことはできませんのでご了承ください。

7. 保育料

保育料は一律ではなく、父母等の市民税所得割額を合算した金額に応じて、小野市保育料徴収基準額表により決定します。

3～5歳児クラスのすべての子どもと0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもについては、保育料が無償化されています。

新年度の保育料については、令和9年4月にお知らせします。来年度9月以降の保育料は次年度の市民税所得割額により決定します。

令和9年4月～令和9年8月	令和9年9月～令和10年3月
令和8年度の市民税所得割額により決定	令和9年度の市民税所得割額により決定

※ 保育料の納付は口座振替になります。(引落日は原則毎月月末・12月のみ28日、ただし、月末等が平日でない場合は、直後の平日に振替)

認定こども園等を利用される場合は、施設・設置者へ直接納付となり、各施設等で決められた納付方法・納付期限になります。

※ 入所された年の4月1日現在の満年齢で決定するため、誕生日を迎えたことを理由に年度中の保育料が変わることはありません。

※ 退所される場合は、退所月の末日までに各園に退所届を提出してください。退所届が提出されなければ保育料が発生します。(退所届は園に備え付けてあります)

※ 小野市へ転入された方は、保育料を決定するために下記の申告が必要になります。

令和8年1月2日以降に小野市に転入された方	令和8年1月1日現在の住所地で必ず住民税の申告をしておいてください。
令和9年1月2日以降に小野市に転入された方	令和9年1月1日現在の住所地で必ず住民税の申告をしておいてください。

※ すでに市民税所得割額がわかる書類がある場合は、入所申込時に提出してください。申告がない場合は保育料の決定ができないため、入所できないことがあります。

【保育料軽減について】

- ① 同一世帯から2人以上のお子さんが保育所等に入所されている場合は、2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は無料になります。(同一世帯で幼稚園や認定こども園等に入園されている場合も算定対象人数とします。) また同一世帯から2人以上のお子さんが保育所等に入所されていない場合でも、一定の所得割額未満の場合は、2人目以降のお子さんの保育料が軽減されることがあります。
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める母子家庭及び父子家庭の世帯、在宅障害児(者)を有する世帯については、一定の所得割額未満の場合、保育料が軽減されることがありますので、該当される方は申し出てください。(ひとり親の場合、母子または父子の認定が必要です。在宅障害児(者)の場合、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の提出が必要です。)

8. 特別保育体制

保育内容	実施保育所	事業内容
延長保育	すべての保育所 認定こども園 (保育園部)	18 時以降 19 時まで、保育時間を延長できます。 別途費用が必要です。(短時間保育は 16 時から)
預かり保育	認定こども園 (幼稚園部)	認定こども園（幼稚園部）の利用児童が、14 時 以降に家庭で保育できない場合に利用すること ができます。別途費用が必要です。
一時預かり	すべての保育所 認定こども園	緊急・一時的に保育が必要なときに利用できま す。別途費用が必要です。
障がい児保育	すべての保育所 認定こども園	集団生活が可能な、障がいのあるお子さんを受 入れます。詳細は各施設にご相談ください。
乳児等通園支援 事業（こども誰で も通園制度）	亀鶴こども園 白百合こども園	保育所等に通っていない 0 歳 6 ヶ月から満 3 歳 未満の子どもが、保育施設などを時間単位で柔 軟に利用できます。別途費用が必要です。

9. 注意事項

- ・ 小野市民で市外の保育所・認定こども園等を希望される場合は、小野市役所子育て支援課へ申し込んでください。
- ・ 申込書の記載内容（保育の希望期間等）に変更があったときは、速やかに子育て支援課まで連絡してください。

よくあるお問合せ

Q1. 認定こども園とは何ですか？利用時間の内訳は？

A1. 認定こども園は、保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園部（1 号認定：3～5 歳児）と保育園部（2 号認定：3～5 歳児、3 号認定：0～2 歳児）の利用ができます。幼稚園部は保護者が働いているいないにかかわらず利用することができます。

1 号認定のお子さんは、9 時から 14 時までは 2 号認定のお子さんと一緒に各年齢のクラスで教育を受け、14 時で降園します。その後 2 号認定のお子さんは、保護者のお迎えがあるまで園で保育を受けます。3 号認定のお子さんは、保育所同様、朝から夕方まで保育を受けます。（1 号認定の場合、夏休み等の長期休暇があります。）

Q2. 認定こども園の幼稚園部（1 号認定）の利用を申請したいのですが…

A2. 認定こども園の幼稚園部の利用を申請される場合は、各施設へ直接申し込んでください。保育園部の利用申し込みとは別になるためご注意ください。

Q3. 4月から入所していて、10月で3歳になります。誕生日を迎えたら保育料は変わりますか？

A3. 保育料は入所された年の4月1日現在の満年齢で決定するため、誕生日を迎えても保育料は変わりません。

Q4. 市外の保育所に入所したいのですが、どこで申込をするのでしょうか？

A4. 保育所の入所申込みは、住民票がある住所地での申込みになります。市外の保育所を希望される場合でも、小野市に住民票がある場合は、小野市役所子育て支援課での申込みになります。

なお、既に市外への転出が決まっていて、転出先の保育所を希望される場合はできるかぎり早めにご連絡ください。

Q5. 他市（A市）へ転出するのですが、転出後も今の保育所に通い続けたいのですが？

A5. 転出された月の月末で、小野市には退所届を提出していただきます。A市に転入後にA市の保育担当課で、再度入所申込みをしてください。申込みが遅くなると引き続き入所できなくなる場合がありますので、住民票の異動後、速やかに手続をしてください。

Q6. 今から仕事を探したいのですが、保育所に入れますか？

A6. 求職中として入所可能ですが、利用できる期間が3ヶ月間になりますので、申込後3ヶ月以内に就労証明書等の提出が必要です。3ヶ月経過後就労証明書が未提出の場合、保育の継続ができません。（退所していただくことになります）

Q7. 申込時点では求職中だったのですが、10月末に仕事が決まった場合、入所調整になった場合は就労者としてみてもらえますか？

A7. 不足書類受付期限（10月30日（金））までに就労証明書の提出があった場合は、就労者としてみますが、それ以降の場合はいかなる理由があったとしても求職者として判断します。

Q8. 同居している祖父母がいるのですが、祖父母の分も証明書が必要ですか？

A8. 65歳未満の場合は就労証明書等の提出が必要です。提出がない場合、保護者以外の同居の親族が子どもを保育することができるとして、利用の優先度が調整されることがあります。

Q9. 入所承諾通知をもらいましたが、辞退したいのですが…

A9. 速やかに子育て支援課までご連絡ください。また、「保育所入所辞退届」を提出してください。

Q10. 育休復帰が5月になりますが、申し込みはいつからできますか？

A10. 就労証明書に育児休業期間の記載がある場合は、一斉受付で申し込みが可能です。
また、育休復帰で就労される方は、育休復帰月又は育休復帰月の前月から入所が可能です。
(4月又は5月入所が可能です)

Q11. 現在入所中の子どもを、育児休業を理由に預けることができる期間はいつまでですか？

A11. 育児休業に係る子ども(下のお子様)が1歳になった年の年度末までとなります。
それ以降は保育要件が確認できなければ、園を退所していただくことがあります。

Q12. 市外から入所させたいのですが…

A12. 令和9年3月末までに小野市への転入が確実な方で、関係書類(土地や家屋の購入・建築関係の契約書、マンションなどの賃貸借契約書等の写しなど)を添付できる方については、小野市に直接申し込んでいただくことが可能です。(入所調整が必要な場合は、市内児童として扱います。)小野市の申し込み期間内に直接小野市にお申し込みください。(ただし、令和9年3月31日までに転入が確認できない場合は、入所を取り消すことがあります。)

それ以外の方については、現在お住まいの市区町村を通じてお申し込みください。
ただし、各保育所・認定こども園の定員に一定数の空きがない場合は、市内児童の入所枠を確保するため、入所をお断りすることがありますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

〒675-1380 小野市中島町 531（小野市役所 2 階）

小野市市民福祉部子育て支援課保育係

（0794）63-1645 内線 612